

### 13-3 項目及び手法の選定の考え方

環境影響評価の対象とする項目は、地域概況調査の結果を踏まえ、対象事業ごとに技術指針で定められた標準項目に、事業特性及び地域特性により項目の追加及び削除を行うことによって選定する。

また、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、地域概況調査の結果を踏まえ、事業特性及び地域特性により対象事業ごとに技術指針で定められた標準手法や、これを簡略化し又は重点化した手法を選定する。

表13-5に環境影響評価の対象とする項目の選定及び手法の重点化・簡略化の考え方を示す。

表13-5 環境影響評価の項目の選定及び手法の重点化・簡略化の考え方

| 環境要素         | 選定に際しての考え方 | 手法の重点化・簡略化   |
|--------------|------------|--|
| 動物相          | ・無植生地以外は選定 | ・特に動物相が豊かである、特徴的である、貴重種が多数存在する等の可能性がある場合は重点化<br>・芝生等の管理草地、集約的利用がなされている農地等、人為的な管理が強い所は簡略化 |
| 重要な種<br>・個体群 | 同上         | ・対象の重要度（絶滅の危険性の程度等）と、地域個体群の状況等に応じて重点化、簡略化  |

### 13-4 現況調査

#### 1 調査すべき情報

##### (1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況

調査は、哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、昆虫類、水生の貝類、十脚甲殻類、クモ類、ヤスデ類、陸産貝類等の動物の種名及びその分布状況を把握する。

##### (2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況

###### ア 重要な種の生態

重要な種等の生活史、食性、繁殖修正、行動習性、生息地の特徴等

###### イ 重要な種の分布

重要な種等の確認位置

###### ウ 重要な種の生息の状況

重要な種等の繁殖、営巣、移動、休息、採餌等の行動内容

###### エ 重要な種の生息環境の状況

重要な種等に生息に係る微地形、水系及び植物群落等の状況

重要な種及び注目すべき生息地の抽出に当たっては、次の法令及び文献等や学識経験者などの専門家の意見が参考となる。なお、選定理由又は選定基準を整理する。

○文化財保護法（昭和25年法律第214号）

○特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）

○愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）

○環境省(庁)、水産庁、地方公共団体等によるレッドデータブック

○自然環境保全基礎調査（環境省）

## 2 調査の基本的な手法

### (1) 文献調査

文献調査は、調査地域の陸生動物の生息状況の情報や地域特性に関する情報について、国又は県及び関係する市町村が有する既存資料、学会誌などに発表された論文等を収集整理する。また、必要に応じて学識経験者等の専門家から情報を聴取する。なお、「地域概況調査」で得られた文献情報を活用することができる。

### (2) 現地調査

現地調査は、動物の種類別に対象動物の生態特性を考慮した上で、表13-6に示す調査の中から適宜選択し又は組み合わせて行う。また、必要に応じて、専門家、実務経験者の助言を得て行う。ただし、現地調査に際しては、昆虫等は必要最小限の個体を採取するとともに、既存の生息地を攪乱することのないように留意する。

原則として、観察・調査場所の風景、調査状況、使用した採集器具、確認した種やフィールドサイン（足跡等の痕跡、巣穴等）、確認地点周辺の状況等について撮影を行う。

なお、第一次産業に対する陸生動物による被害については、地域の関係者等から聞き取りを行うことも有効である。

表13-6 調査法の例

#### 【哺乳類】

| 調査法       | 調査内容  |
|-----------|---|
| フィールドサイン法 | 調査地域内を踏査して、糞、足跡、食痕、爪痕、営巣の跡等を目視で確認し、種を記録する方法   |
| トラップによる捕獲 | 調査地域内にはじきワナ等のトラップを設置し、主にネズミ、モグラ等の小型哺乳類を捕獲して、生息する個体を確認し、種を把握する方法。ただし、はじきワナ等の使用は動物を殺傷することになるため、貴重な種を対象として調査を実施する場合は十分な注意が必要である。 |

#### 【鳥類】

| 調査法      | 調査内容  |
|----------|---|
| 直接観察     | 調査地域内を踏査して、目視又は鳴き声等で確認された種をすべて記録する方法                                  |
| ラインセンサス法 | 調査地域内に踏査ルートを設定し、一定速度で歩きながら、一定範囲内において確認された鳥類の種類及び個体数を記録する方法            |
| 定点観察法    | 調査地域内に観察地点を定め、そこから確認される鳥類の種類及び個体数等を記録する方法。湖沼、干潟、山頂等の見通しがよい場所での調査に適する。 |

#### 【両生類】

| 調査法  | 調査内容                                      |
|------|---|
| 直接観察 | 水域周辺の調査地域内を踏査して、目視又は鳴き声等で確認された種をすべて記録する方法 |